県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火･金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

規　則
○公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則（薬務生活衛生課）…… 1
○養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則（畜産課）…… 1
○真栄里ダム管理規則等の一部を改正する規則（農地農村整備課）…… 5
公　告
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・２件（中小企業支援課）…… 12

規　　則

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

沖縄県規則第41号

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第１条　公衆浴場法施行細則（昭和47年沖縄県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項の表３の項左欄中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

（旅館業法施行細則の一部改正）

第２条　旅館業法施行細則（昭和47年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項の表３の項左欄中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

沖縄県規則第42号

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

養ほう振興法施行細則（昭和47年沖縄県規則第83号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法施行細則

第１条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に改める。

第２条の見出し中「養ほう業」を「養蜂業」に改め、同条中「みつばち飼育届」を「蜜蜂飼育届」に、「みつばち飼育変更届」を「蜜蜂飼育変更届」に改める。

第３条中「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」に改める。

第４条の見出し中「はちみつ」を「蜂蜜」に改める。

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（身分証明書）

第５条　法第９条第２項に規定する職員の身分を示す証明書は、第７号様式によるものとする。

第１号様式から第３号様式までを次のように改める。

第１号様式（第２条関係）

蜜　蜂　飼　育　届

年　　月　　日

沖縄県知事　　殿

現住所
電話番号※1
氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第３条第１項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

1　　年　　月　　日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所※2	飼育蜂群数
	群 （うち日本蜜蜂　　群）
	群 （うち日本蜜蜂　　群）
	群 （うち日本蜜蜂　　群）
	群 （うち日本蜜蜂　　群）

2　　年度蜜蜂飼育計画※3

飼育場所※2	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
	群 （うち日本蜜蜂　　群）	月　日から 月　日まで
	群 （うち日本蜜蜂　　群）	月　日から 月　日まで
	群 （うち日本蜜蜂　　群）	月　日から 月　日まで
	群 （うち日本蜜蜂　　群）	月　日から 月　日まで

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

①　個人情報の利用目的：沖縄県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

②　個人情報の第三者への提供：沖縄県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

・法令に基づく場合

・沖縄県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村及び他の都道府県）及び関係機関等の協力が必要な場合

備考

※１　電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

※２　飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地及び号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

※３　飼育計画は、１月１日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、沖縄県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、沖縄県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

第２号様式（第２条関係）

蜜　蜂　飼　育　変　更　届

年　　月　　日

沖縄県知事　　殿

現住所
電話番号※1
氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第３条第２項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育変更届を提出します。

記

１　年度蜜蜂飼育計画

変更前の飼育計画			変更後の飼育計画		
飼育場所	飼育群数	飼育計画	飼育場所※2	飼育群数	飼育計画※3
	群 （うち日本蜜蜂群）	月　日から 月　日まで		群 （うち日本蜜蜂群）	月　日から 月　日まで

２　変更した理由

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

①　個人情報の利用目的：沖縄県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

②　個人情報の第三者への提供：沖縄県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

・法令に基づく場合

・沖縄県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村及び他の都道府県）及び関係機関等の協力が必要な場合

備考

※１　電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

※２　飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地及び号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

※３　飼育計画は、１月１日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、沖縄県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、沖縄県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

第３号様式（第３条関係）

蜜　蜂　転　飼　許　可　申　請　書

年　　月　　日

沖縄県知事　　殿

現住所
電話番号※1
氏名又は名称及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第４条第１項の規定により申請します。

記

	転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所※2（字及び番地まで記入）	左の土地所有者住所・氏名	転飼蜂群数	主な蜜源	転飼期間	飼養管理者住所・氏名
1				群（うち日本蜜蜂　群）		年　月から年　月まで	
2				群（うち日本蜜蜂　群）		年　月から年　月まで	

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

個人情報の利用目的：沖縄県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

備考

※１　電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

※２　転詞しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地及び号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

第４号様式中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第５号様式中「みつばち」を「蜜蜂」に、「転飼ほう群数」を「転飼蜂群数」に改める。

第６号様式中「はちみつ」を「蜂蜜」に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

第７号様式（第５条関係）

（表）

（罰則）

第十三条　第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

養蜂振興法第九条第一項の規定により立入検査をする職員の身分証明書

（裏）

第　　号　年　月　日交付

写真

職

生年月日

氏名

沖縄県知事　　知事

養蜂振興法（抄）

（報告及び立入検査）

第九条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

真栄里ダム管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

沖縄県規則第43号

真栄里ダム管理規則等の一部を改正する規則

（真栄里ダム管理規則の一部改正）

第１条　真栄里ダム管理規則（昭和59年沖縄県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「当たつては」を「当たっては」に改める。

第３条第１項中「宮良川土地改良区理事長」を「石垣島土地改良区理事長」に改め、同条第２項中「あつては」を「あっては」に改める。

第８条中「宮良川土地改良区」を「石垣島土地改良区」に、「あつた」を「あった」に、「1.697立方メートル」を「1.607立方メートル」に、「8,870,000立方メートル」を「9,610,000立方メートル」に改め、同条に次の２項を加える。

２　真栄里ダムからの放流は、底原ダムからの放流水の取水ができない場合に限り、その不足量の範囲内で行うものとし、真栄里ダム及び底原ダムからの放流水の取水量の合計は、最大毎秒1.607立方メートルを超えないものとする。

３　真栄里ダムからかんがい用水の取水のため放流する場合においては、名蔵ダム及び大浦ダムへの注水を行ってはならない。

第９条及び第10条第１項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第13条第１項中「あつては」を「あっては」に改める。

第17条第１項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第１号中「128度の」を「128度までの」に、「とつて」を「とって」に改める。

第18条第１項中「原則としてダムからの放流を停止し、宮良川土地改良区」を「石垣島土地改良区」に改める。

第19条中「あつては」を「あっては」に、「つど」を「都度」に改め、同条第１号中「気圧、」及び「、相対湿度、風向、風速、蒸発量」を削る。

第21条中「堤体に設置された測定機器により、」を削り、「揚圧力」を「浸潤線」に改める。

第22条第４号中「行つた」を「行った」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

通知の相手方		通知方法
名称	担当機関	
沖縄県知事	河川課 八重山土木事務所 八重山農林水産振興センター農林水産整備課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
石垣市長	石垣市役所防災危機管理課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
八重山警察署長	八重山警察署警備課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局農村振興課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信

（底原ダム管理規則の一部改正）

第２条　底原ダム管理規則（平成５年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条―第19条」を「第17条」に、「第20条」を「第18条」に、「第21条―第24条」を「第19条―第22条」に改める。

第２条第１項中「宮良川土地改良事務所長」を「沖縄県八重山農林水産振興センター所長」に改める。

第３条第１項中「宮良川土地改良区理事長」を「石垣島土地改良区理事長」に改める。

第８条第１項中「宮良川土地改良区」を「石垣島土地改良区」に、「地点」を「区分」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　管理者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、別表第１に掲げる名蔵ダム及び大浦ダムの注水量を上限に放流できるものとする。

⑴　名蔵ダムの貯水位が標高44.50メートルを下回るときで、かつ底原ダムの貯水位が標高30.40メートルを上回っているとき。

⑵　大浦ダムの貯水位が標高44.80メートルを下回るときで、かつ底原ダムの貯水位が標高30.40メートルを上回っているとき。

第９条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第14条第３号中「底原ダム水位が真栄里ダム水位より高い場合及び高くなると予想される」を「底原ダム貯水位が標高38.00メートルより高い場合又は真栄里ダム貯水位が標高34.00メートルより低い」に改め、同条に次の１項を加える。

２　真栄里ダム貯水位と底原ダム貯水位が標高38.00メートルより低い場合かつ真栄里ダム貯水位が底原ダム貯水位より高い場合は、真栄里ダムから取水するものとする。

第17条を次のように改める。

（洪水警戒時における措置）

第17条　管理者は、洪水警戒時（石垣島地方気象台から降雨又は洪水に関する警報が発せられ、かつ、底原ダムの流域内に洪水が発生するおそれが大きいと認められる時から当該警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水が発生するおそれが少ないと認められる時までの間をいう。）には、洪水警戒体制をとり、次に掲げる措置をとらなければならない。

⑴　気象及び水象に関する観測及び情報の収集に必要な措置

⑵　ゲート及びゲートの操作に必要な機械器具の点検及び整備並びに予備電源設備の試運転その他

ダムの操作に関し必要な措置

⑶　水害が予想される場合には、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

第18条及び第19条を削る。

第20条中「宮良川土地改良区」を「石垣島土地改良区」に改め、第５章第２節中同条を第18条とする。

第21条第１号中「気圧、」及び「、相対湿度、風向、風速、蒸発量」を削り、第６章中同条を第19条とする。

第22条を第20条とする。

第23条中「揚圧力」を「浸潤線」に改め、同条を第21条とする。

第24条を第22条とする。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第８条関係）

区分				期間	最大取水量（m^3/s）	年間総取水量（千m^3）
本取水口兼注水量取水口	底原ダム取水口			１月１日～２月28日 ３月１日～11月15日 11月16日～12月31日	0.446 1.876 0.446	2,490
	内訳	本取水量		１月１日～２月28日 ３月１日～11月15日 11月16日～12月31日	0.189 0.224 0.189	
		注水量		１月１日～12月31日	1.732	10,800
		内訳	注水量（名蔵ダム注水量）	１月１日～12月31日	0.042	890
			注水量（大浦ダム注水量）	１月１日～12月31日	0.083	1,220
			注水量（底原川注水量）	１月１日～12月31日	1.607	9,610
本取水口	二又せき取水口			１月１日～６月30日 ７月１日～11月15日 11月16日～12月31日	0.742 0.931 0.742	8,600
	内訳	本取水量		１月１日～６月30日 ７月１日～11月15日 11月16日～12月31日	0.659 0.806 0.659	7,410
		注水量		１月１日～12月31日	0.125	1,650
		内訳	注水量（名蔵ダム注水量）	１月１日～12月31日	0.042	890
			注水量（大浦ダム注水量）	１月１日～12月31日	0.083	1,220
	平喜名せき取水口			１月１日～12月31日	1.123	7,810
於茂登導水路集水用取水（底原ダム注水量）				１月１日～12月31日	10.0	5,200

別表第２（第10条関係）

通知の相手方		通知方法
名称	担当機関	
沖縄県知事	八重山事務所総務課 八重山土木事務所	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信

	農地農村整備課	
石垣市長	石垣市役所防災危機管理課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
八重山警察署長	八重山警察署警備課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局農村振興課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信

（石垣ダム管理規則の一部改正）

第３条　石垣ダム管理規則（平成５年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第７条・第８条」を「第７条」に、「第９条・第10条」を「第８条・第９条」に、「第11条・第12条」を「第10条・第11条」に、「第13条・第14条」を「第12条・第13条」に、「第15条―第17条」を「第14条」に、「第18条」を「第15条」に、「第19条―第21条」を「第16条―第18条」に改める。

第２条第１項中「宮良川土地改良事務所長」を「沖縄県八重山農林水産振興センター所長」に改める。

第３条第１項中「宮良川土地改良区理事長」を「石垣島土地改良区理事長」に改める。

第８条を削る。

第９条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第２号中「第13条」を「第12条」に改め、第２章第３節中同条を第８条とする。

第10条を第９条とし、第３章中第11条を第10条とする。

第12条第１号中「及び第９条」を削り、同条を第11条とする。

第４章中第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第５章第１節中第15条の前に次の１条を加える。

（洪水警戒時における措置）

第14条　管理者は、洪水警戒時（石垣島地方気象台から降雨又は洪水に関する警報が発せられ、かつ、石垣ダムの流域内に洪水が発生するおそれが大きいと認められる時から、当該警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水が発生するおそれが少ないと認められる時までの間をいう。）には、洪水警戒体制をとり、次に掲げる措置をとらなければならない。

⑴　気象及び水象に関する観測及び情報の収集に関し必要な措置

⑵　ゲート及びバルブの操作に必要な機械器具の点検及び整備その他ダムの操作に関し必要な措置

第15条、第16条及び第17条を削る。

第18条第１項中「宮良川土地改良区」を「石垣島土地改良区」に改め、第５章第２節中同条を第15条とする。

第６章中第19条を第16条とし、第20条を第17条とし、第21条を第18条とする。

別表を次のように改める。

別表（第９条関係）

通知の相手方		通知方法
名称	担当機関	
沖縄県知事	八重山事務所総務課 八重山土木事務所 農地農村整備課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
石垣市長	石垣市役所防災危機管理課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
八重山警察署長	八重山警察署警備課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局農村振興課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信

（平喜名せき管理規則の一部改正）

第４条　平喜名せき管理規則（平成５年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第７条―第10条」を「第７条―第９条」に、「第11条・第12条」を「第10条・第11条」に、「第13条・第14条」を「第12条・第13条」に、「第15条―第17条」を「第14条」に、「第18条」を「第15条」に、「第19条」を「第16条」に改める。

第２条第１項中「宮良川土地改良事務所長」を「沖縄県八重山農林水産振興センター所長」に改める。

第３条第１項中「宮良川土地改良区理事長」を「石垣島土地改良区理事長」に改める。

第５条中「以下」を「以上」に改める。

第７条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第10条を削り、第３章中第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第４章中第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第５章第１節中第15条の前に次の１条を加える。

（洪水警戒時における措置）

第14条　管理者は、洪水警戒時（石垣島地方気象台から降雨又は洪水に関する警報が発せられ、かつ、真栄里ダム又は底原ダムの流域内に洪水が発生するおそれが大きいと認められる時から当該警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水が発生するおそれが少ないと認められる時までの間をいう。）には、洪水警戒体制をとり、次に掲げる措置をとらなければならない。

⑴　気象及び水象に関する観測及び情報の収集に関し必要な措置

⑵　ゲート及びゲートの操作に必要な機械器具の点検整備並びに予備電源設備の試運転その他せきの操作に関し必要な措置

第15条、第16条及び第17条を削り、第５章第２節中第18条を第15条とする。

第６章中第19条を第16条とする。

別表を削る。

（二又せき管理規則の一部改正）

第５条　二又せき管理規則（平成５年沖縄県規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第７条―第10条」を「第７条―第９条」に、「第11条・第12条」を「第10条・第11条」に、「第13条・第14条」を「第12条・第13条」に、「第15条―第17条」を「第14条」に、「第18条」を「第15条」に、「第19条」を「第16条」に改める。

第２条第１項中「宮良川土地改良事務所長」を「沖縄県八重山農林水産振興センター所長」に改める。

第３条第１項中「宮良川土地改良区理事長」を「石垣島土地改良区理事長」に改める。

第７条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第10条を削り、第３章中第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第４章中第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第５章第１節中第15条の前に次の１条を加える。

（洪水警戒時における措置）

第14条　管理者は、洪水警戒時（石垣島地方気象台から降雨又は洪水に関する警報が発せられ、かつ、真栄里ダム又は底原ダムの流域内に洪水が発生するおそれが大きいと認められる時から当該警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水が発生するおそれが少ないと認められる時までの間をいう。）には、洪水警戒体制をとり、次に掲げる措置をとらなければならない。

⑴　気象及び水象に関する観測及び情報の収集に関し必要な措置

⑵　ゲート及びゲートの操作に必要な機械器具の点検整備並びに予備電源設備の試運転その他せきの操作に関し必要な措置

第15条、第16条及び第17条を削り、第５章第２節中第18条を第15条とする。

第６章中第19条を第16条とする。

別表を削る。

（名蔵ダム管理規則の一部改正）

第６条　名蔵ダム管理規則（平成11年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条―第18条」を「第16条」に、「第19条」を「第17条」に、「第20条―第23条」を「第1条―第21条」に改める。

第16条を次のように改める。

（洪水警戒時における措置）

第16条　管理者は、洪水警戒時（石垣島地方気象台から降雨又は洪水に関する警報が発せられ、かつ、名蔵ダムの流域内に洪水が発生するおそれが大きいと認められる時から当該警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水が発生するおそれが少ないと認められる時までの間をいう。）には、洪水警戒体制をとり、次に掲げる措置をとらなければならない。

⑴　気象及び水象に関する観測及び情報の収集に必要な措置

⑵　ゲート及びゲートの操作に必要な機械器具の点検及び整備並びに予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

⑶　水害が予想される場合には、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

第17条及び第18条を削る。

第５章第２節中第19条を第17条とする。

第20条第１号中「、風向、風速」を削り、第６章中同条を第18条とし、第21条を第19条とする。

第22条中「揚圧力」を「浸潤線」に改め、同条を第20条とする。

第23条を第21条とする。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第８条関係）

地点				期間	最大取水量（m^3/s）	年間総取水量（千m^3）
本取水口兼注水用取水口	名蔵ダム取水口			１月１日～２月28日 ３月１日～11月15日 11月16日～12月31日	0.258 0.483 0.258	4,280
	内訳	本取水量		１月１日～２月28日 ３月１日～11月15日 11月16日～12月31日	0.107 0.153 0.107	1,790
		注水量		１月１日～２月28日 ３月１日～11月15日 11月16日～12月31日	0.151 0.341 0.151	2,490
		内訳	注水量（ブネラ川注水量）	１月１日～２月28日 ３月１日～11月15日 11月16日～12月31日	0.095 0.276 0.095	1,910
			注水量（浅田川注水量）	１月１日～２月28日 ３月１日～11月15日 11月16日～12月31日	0.068 0.097 0.068	610

別表第２（第10条関係）

通知の相手方		通知方法
名称	担当機関	
沖縄県知事	八重山事務所総務課 八重山土木事務所 農地農村整備課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
石垣市長	石垣市役所防災危機管理課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
八重山警察署長	八重山警察署警備課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局農村振興課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信

（名蔵頭首工管理規則の一部改正）

第７条　名蔵頭首工管理規則（平成11年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第７条―第10条」を「第７条―第９条」に、「第11条・第12条」を「第10条・第11条」に、

「第13条・第14条」を「第12条・第13条」に、「第15条―第17条」を「第14条」に、「第18条」を「第15条」に、「第19条」を「第16条」に改める。

第７条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第10条を削る。

第３章中第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第４章中第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第５章第１節中第15条の前に次の１条を加える。

（洪水警戒時における措置）

第14条　管理者は、洪水警戒時（石垣島地方気象台から降雨又は洪水に関する警報が発せられ、かつ、名蔵ダムの流域内に洪水が発生するおそれが大きいと認められる時から当該警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水が発生するおそれが少ないと認められる時までの間をいう。）には、洪水警戒体制をとり、次に掲げる措置をとらなければならない。

⑴　気象及び水象に関する観測及び情報の収集に関し必要な措置

⑵　ゲート及びゲートの操作に必要な機械機具の点検及び整備並びに予備電源設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置

第15条、第16条及び第17条を削り、第５章第２節中第18条を第15条とする。

第６章中第19条を第16条とする。

別表を削る。

（真喜屋ダム管理規則の一部改正）

第８条　真喜屋ダム管理規則（平成19年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条―第18条」を「第16条」に、「干ばつ（第19条）」を「かんばつ（第17条）」に、「第20条―第23条」を「第18条―第21条」に改める。

第16条を次のように改める。

（洪水警戒時における措置）

第16条　管理者は、洪水警戒時（沖縄気象台から降雨又は洪水に関する警報が発せられ、かつ、真喜屋ダムの流域内に洪水が発生するおそれが大きいと認められる時から当該警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水が発生するおそれが少ないと認められる時までの間をいう。）には、洪水警戒体制をとり、次に掲げる措置をとらなければならない。

⑴　気象及び水象に関する観測及び情報の収集に必要な措置

⑵　ゲート及びゲートの操作に必要な機械機具の点検及び整備その他ダムの操作に関し必要な措置

⑶　水害が予想される際には、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

第17条及び第18条を削る。

「**第２節**　干ばつ」を「**第２節**　かんばつ」に改める。

第19条の見出し及び同条第１項中「干ばつ」を「かんばつ」に改め、第５章第２節中同条を第17条とする。

第20条第１号中「、風向、風速」を削り、第６章中同条を第18条とする。

第21条（見出しを含む。）中「たい砂」を「堆砂」に改め、同条を第19条とする。

第22条を第20条とし、第23条を第21条とする。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第10条関係）

通知の相手方		通知方法
名称	担当機関	
沖縄県知事	北部土木事務所 農地農村整備課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
名護市長	名護市役所総務課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信
沖縄県名護警察署長	沖縄県名護警察署	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信

沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局農村振興課	電子メール、加入電話又はファクシミリ送信

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

公　　告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対する法第８条第１項及び第２項の規定による意見の概要について、同条第３項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和７年４月１日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　大規模小売店舗の名称及び所在地　（仮称）城間４丁目店舗　浦添市城間四丁目2396番８ほか

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名　株式会社ＮＴＴ西日本アセット・プランニング　福岡県福岡市博多区上川端町13番８号　九州支店長　田辺由香

３　法第８条第１項の規定による浦添市の意見の概要　意見なし

４　法第８条第２項の規定による意見の概要　意見書の提出なし

５　縦覧期間　令和７年４月１日から同年５月１日まで

６　縦覧場所　沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対する法第８条第１項及び第２項の規定による意見の概要について、同条第３項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和７年４月１日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　大規模小売店舗の名称及び所在地　イオンタウン宮古　宮古島市平良字西里東屋原1290番地ほか４筆

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名　イオン琉球株式会社　南風原町字兼城514番地の１　代表取締役　鯉渕豊太郎

３　法第８条第１項の規定による宮古島市の意見の概要　意見なし

４　法第８条第２項の規定による意見の概要　意見書の提出なし

５　縦覧期間　令和７年４月１日から同年５月１日まで

６　縦覧場所　沖縄県商工労働部中小企業支援課

発　行　所
沖　縄　県　総　務　部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印　刷　所　有限会社　ドリーム印刷
〒901-0314　沖縄県糸満市字座波1065番地